

シミ・シワが消える SNSの美容広告って本当?

失敗しない化粧品の選び方

広告やキヤツチコピーを正しく見極め、
騙されないポイントをお伝えします。
正しい知識と判断力を身につけ、
納得のいく選び方を学びましょう。



・化粧品のラベルの
正しい読み方を知る

・がつかり購入を
防ぐ



日時 令和8年2月16日(月)
13:00~14:30

場所 川西市役所7階大会議室
※市役所の駐車場は1時間を超えると有料

定員 先着48人

保育 先着5人(1歳半~就学前)無料・要予約
申込みは2月5日(木)まで

講師 (一社)日本爪肌美容検定協会
代表理事 川上 愛子さん



プロフィール
厚生労働省後援「美容広告管理者養成講座」講師など、美容と広告にまつわる講座を全国で担当。

申込み

右上の二次元コード

または市ホームページ「くらしの講座」検索

※オンラインで申込みができない方はお電話ください。

受付開始:1月8日(木)9時から(先着順)



「くらしの豆知識」
参加者にプレゼント

主催 川西市消費生活センター(生活安全課)

問い合わせ TEL 072-740-1333

こんなトラブルにご用心！

消費生活センターからのお知らせ

見守り 新鮮情報

事例1

オンラインショッピングで、**定期購入**の白髪染めを申し込んだつもりが、育毛剤を申し込んでいたことが分かったので、次回以降の**解約**をしようと何度も事業者に**電話**をしているが**つながらない**。変更や一時中止はメールでできるが、**解約**は**電話**での連絡方法**しかない**。次回配送予定の2週間前までに解約を申し出なければならぬ。どうしたらよいか。（70歳代）

事例2

SNSの動画を見て健康食品を注文したら、**定期購入**だった。解約しようと電話をしたところ2回目の商品が届いてからでないと解約できないと言われた。2回目の商品が届いたので電話をするとSNSやメールで問い合わせるようにというガイダンスが流れるのみだった。**SNSで解約の申し出**をしたが、何度も同じことの繰り返しになって**解約できない**。（60歳代）



©Kuroasaki Gen

購入確定の 前には解約方法もよく確認

ひとこと助言

解約方法が
電話だけ SNSだけ
の場合も



- 定期購入の場合、解約方法が電話だけの場合やアプリでの手続きなどを指定される場合があります。購入する際は、解約条件や方法、事業者の連絡先、定期購入かどうかなどをよく確認しましょう。ネット通販にはクーリング・オフ制度はありません。
- スマホ等の操作に自信がない方は、事業者が指定する解約方法を自力ですることができるかも事前によく確かめましょう。
- 電話がつながりにくかったり、返信がなかなか来ない場合もあります。解約の期日までに事業者に連絡がつかない不安がある場合は、電話やメールの発信履歴など連絡した証拠を残し、事業者が指定する手段で解約を申し出ようとしたことを、証明できるようにしておきましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第504号（2025年2月6日）発行：独立行政法人国民生活センター

悪質商法や契約トラブルなどでお困りのときは、消費生活センターへご相談ください。
川西市消費生活センター

072-740-1167(平日9時～12時、12時45分～16時)
土・日・祝日は消費者ホットライン(局番なし)188番